

●香川県告示第263号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

香川県知事 池田豊人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託の始期	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託の始期
略				略			
保育士登録手数料の収納事務	略			保育士登録手数料の収納事務	略		
かがわ総合リハビリテーションセンターの手数料の徴収事務	略			香川県産業交流センターの使用料の徴収事務	穴吹エンタープライズ株式会社	高松市福田町11番地1	平成17年4月1日
略				かがわ総合リハビリテーションセンターの手数料の徴収事務	略		
				略			